



タイトル Title	韓国における地域間教育格差の是正策(Measures to Resolve Education Disparities between Urban and Rural Areas in Korea)
著者 Author(s)	尾崎, 公子
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究:
刊行日 Issue date	2021
資源タイプ Resource Type	Research Paper / 研究報告書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90008815

韓国における地域間教育格差の是正策

Measures to Resolve Education Disparities between Urban and Rural Areas in Korea

尾崎公子

OZAKI Kimiko

キーワード：地域間教育格差 Education Disparities between Urban and Rural Areas、教育福祉 Educational Welfare、学校自律化 School Autonomy、地方分権 decentralization
校長公募制 Open Recruitment System for School Principals、教員の実践力 Practical Abilities of Teachers

はじめに

本研究プロジェクトは、「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援」を主題としているが、高等教育にアクセスするために是正されるべき教育格差が日韓双方に存在する。本稿では、そのひとつである地域間格差を取り上げる。

日本においては、1950年代に、地域間の財政力格差を是正するための義務教育費国庫負担制度、へき地教育振興法、ナショナル・カリキュラムである学習指導要領が整備されて、教員定数・配置、教育内容、施設設備等の地域間の教育環境格差が是正されていった¹。そのため、出身地域による高等教育進学率の格差は、1975年から1990年まで縮小傾向にあった²。しかし、近年、世帯収入や学歴などの社会経済的背景による居住域の分離が進み、三大都市圏と非三大都市圏の大卒者の割合の差は年々拡大している。大都市と郡部との学歴格差も拡大しており、出身地による教育格差が改めて問題になっている³。

一方、韓国では、1960年代以降、経済成長促進政策において首都圏地域への重点的な公共投資が行われた結果、人口・資本・産業・教育資源が首都圏に集中し、首都圏と地方間の経済、社会文化的格差が拡大していった。質の高い教育機会を求めて都市に人口が流出し、日本と同様、都市内部の居住域の分離も顕著になり、農村地域では、単親家庭や貧困家庭などいわゆる社会的に脆弱な家庭層が集中する傾向がみられ、階層間格差と教育格差

¹ 荻谷剛彦『教育と平等』中公新書、2006年参照。

² 上山浩次郎「高等教育進学率における地域間格差の再検証」北海道社会学会編『現代社会学研究』第25巻、2012年、朴澤泰男『高等教育機会の地域格差－地方における高校生の大学進学行動』東信堂、2016年参照。

³ 松岡亮二『教育格差』ちくま新書、2019年参照。

が輻輳する地帯となっている。韓国では、そうした問題にいかに対応してきたのか。

本稿では、韓国における都市と農村⁴の地域間の教育格差に焦点をあて、格差是正のための教育原理、教育政策、そして格差是正に主体的に取り組む教員を取り上げる。

1. 義務教育の保障－量的拡大から質的保障へ

大韓民国政府は、1948年に憲法を定め、①国民の教育権、②均等教育、③義務教育、④無償教育、⑤教育制度法律主義等の五原則を教育条項化し、教育基本法（1949）を制定する。義務教育を初等学校の6年間として、「義務教育6カ年計画」（1949～1953）「義務教育完成6カ年計画」（1954～1959）に基づいて、機会拡大政策を進め、6カ年計画の最終年度にあたる1959年に初等学校の全学年で義務教育の実施が完成し、1972年に島嶼へき地で無償化となり、1997年までに他地域にも適用され、無償教育が完成した。

さらに、1984年には、義務教育年限を中学校の3年を含む9年間に延長する法改正が行われ、1985年度に島嶼へき地の中学1年生から適用されていった。その後、1992年に町村部、2002年に都市部へと順次拡大されて全学年での完全実施が実現し、無償化も実現する。こうして小・中学校における完全就学が成し遂げられ、量的な機会均等は果たされた⁵。

しかし、1960年代以降、経済成長促進政策において首都圏地域への重点的な公共投資が行われた結果、人口・資本・産業・教育資源が首都圏に集中し、首都圏と地方間の経済、社会文化的格差が拡大し、格差是正のための取り組みが求められるようになる。そこで、1964年に「島嶼へき地教育振興法」を制定し、当該地域の学校および教員への支援が図られていく。だが、農村学校の質向上策が実質的に推進されるようになるのは、2000年代に入ってからであり、教育福祉政策として推進されていく。

(1) 農村教育振興を図る政策原理－教育福祉

「教育福祉」(Edutopia)という用語が政策文書に初めて登場したのは、金泳三政権(1993～1998)時の教育改革案(1995, 以下5・31教育改革案)においてであった。当初は単な

⁴ 農山漁村、農漁村など、法律名や政策用語などで使用されている場合を除き、都市に対応して農村と表記する。

⁵Im, Youn Kee, “New Directions and Tasks for Rural Educational Welfare Policy in Korea,” New Directions for Educational Welfare in Rural Schools, 2011 Korea-Japan Society of Educational Administration Symposium Proceedings of ISFIRE2, 2011, p27.

るスローガンと見なされていたが、IMF 危機（1997）以降、急激に経済格差が広がるなかで、政策原理として実際に機能していくことになる。

教育福祉は多義的に捉えられているが、公教育の質の向上を目的とする広義の捉え方と社会的脆弱者層を対象にし、その教育機会の保障を目的とする狭義の捉え方がある⁶。脆弱階層には、低所得者層、単親家庭、祖孫家庭（祖父母と孫）、少年少女家庭（未成年者のみあるいは保護者の扶養能力がない家庭）、脱北者、多文化家庭などが含まれる。農村地域は、脆弱階層の家庭割合が高いため、後者の捉え方に則っている。

農村教育における教育と福祉については、次のような分類がなされている⁷。

- ①福祉としての教育（education as welfare）
- ②教育の手段としての福祉（welfare as means of education）
- ③教育を通じた福祉（welfare through education）

①では、教育を福祉そのものと捉え、農村教育の目的は、子どもたちの生活の質の向上、すなわちウェルビーイングの保障にあるとする。②では、特に、家庭の社会的経済的要因が都鄙間の教育達成度に格差をもたらしているため、学校の教育機能のみでは農村教育を発展させるには限界があるとし、質の高い教育を実施する前提条件に福祉があるとする。③では、農村社会の福祉は教育によって実現されるべきであるとし、よりよい教育サービスによって生活の質改善を図り、機会と希望を付与することが必須であり、それによって農村地域の活性化を図ることができるとする。

農村教育は、主に以上の3つの観点を併せ持ちながら振興が図られてきたと考えられる。

（2）政策課題となる農村教育振興

政府は、1996年に、社会経済的階層間の教育格差の解消を目的とする「教育福祉総合計画」（1997～2001）を策定した。しかし、農村に対する支援策は盛り込まれず、都市部の格差解消に焦点づけられていた。

農村の教育環境の是正が政策課題として明記されるようになるのは、盧泰愚政権（2003～2008）の地域均衡発展政策が打ち出されて以降である。政府は、首都圏への過度な集中

⁶ハン・マンギル「農漁村教育福祉研究の方向性」韓国教育開発院『農村漁村教育福祉実態分析研究』2008年（＝2013年、伊藤浩子訳、尾崎公子・貞広斎子編『韓国の学校適正規模化政策と田園学校事業に関する資料集』21～25頁）。

⁷ Im, op.cit., pp.23-24.

を解消するために、均衡ある地域開発および地方分権改革の推進を打ち出し、2004年に「国家均等発展特別法」を制定する。特別法には、農山漁村の生活環境の改善が明記された。さらに、同年に制定された「農林漁業人の生活の質向上および農山漁業地域開発促進に関する特別法」には、農村教育に関する内容が盛り込まれた。同法に基づいて策定された「農漁業人の生活の質向上および農山漁村地域開発 5ヶ年基本計画」(2005～2009)には、以下のように農村地域の具体的推進課題が示された⁸。

①教育条件の改善

：寄宿型高校の育成、放課後の教育活動支援、学校図書館及び所蔵の拡充

②教育に伴う負担軽減

：幼稚園の乳幼児教育費支援、高校生の入学金・授業料全額支援、大学生の授業料・全額無利子の融資支援、児童・生徒の給食費支援

③教員の処遇改善

：学校教員巡回教育手当および複式授業手当の支援、私立幼稚園の教員処遇改善

さらに、2005年に策定された「参画型福祉5カ年計画」にも、農村の教育改善が謳われた。同計画は、大学入学の機会を保障するための農村特別枠の拡大等とともに、小規模校の支援策を盛り込み、農村学校の自律権、招聘教員・校長の拡大に言及した⁹。地方分権改革の流れのなかで、これまでの中央政府主導のトップダウン型ではなく、地方や学校の自律性を保障する制度的環境が整えられ、振興策と結びつけられていく。

(3) 振興策を促す制度的背景—地方分権改革と学校自律権拡大

教育の地方分権化は、2006年の地方自治法改正によって大きく進む。韓国の地方自治制度は、日本と同様、広域自治体(特別市・広域市、道など)と基礎自治体(自治区・郡・市)の2層制からなっており、現在広域自治体は17ある。地方自治法改正により、広域自治体の教育行政を司る執行機関の教育監(日本の都道府県教育委員会教育長)を住民の直接選挙によって選ぶ公選制が導入された。さらに、2007年の初等・中等教育法の改正によって、国家の指導監督権を最小化し、「教育監は初・中等教育に関する一次的で最終的な責任機関」と定められた。教育監の選挙結果では、進歩的教育監と呼ばれる教育監の躍進

⁸ イム・ヨンギ「韓国における地域間教育格差と政策的対応」鈴木正敏編『排除型社会と生涯学習—日英韓の基礎構造分析』北海道大学出版会、2011年、180頁参照。

⁹ Im, op.cit., p.25.

が続いており、2010年の教育監の選挙では16の道・広域市中6、2014年の選挙では17の道・広域市中13、2018年の選挙では14の地域で進歩的教育監が選出されている。

国家から都道府県レベルの広域自治体の教育監に権限を移譲して、中央集権的な体制からの脱却を図り、地方分権が進められるのに併せて学校の自律権も拡大する。韓国では、1995年の5・31教育改革案において「初・中等教育の自律的運営のための学校共同体構築」を主要課題の一つに据えて以降、政権交代がありながらも学校の自律権の拡大策がとられてきた。同案に則って、学校の裁量権を行使するガバナンス機関である学校運営委員会（日本のコミュニティスクール）、校長公募制、教員招聘制、一般校よりも教育課程や教員人事の裁量権限が大きい自律学校と呼ばれる公立学校が導入されてきた。

（4）農村教育振興事業の始動

地方分権化が進み、学校の自律化策がとられるなかで、2007年に、教育科学技術部（現在の教育部）の予算に「農山漁村構造調整費」が確保されて、農山漁村教育福祉支援事業が打ち出された。2008年に李明博政権（2008～2012）に移行するが、支援事業は引き継がれていく。農山漁村教育福祉支援事業には、「年中ケア学校育成事業」（School of all year round care project、2009～2011、2012年からは田園学校事業に統合）、「田園学校事業」（Rural school project、2009～2014）がある。

これらの事業を推進するにあたって、政府の政策提言機関である韓国教育開発院が地域間の教育格差の実態について分析を行っている。そこで、地域間、すなわち大都市、中小都市、邑・面（日本の町・村）の間に学力格差があり、非都市部の基礎学力の定着率が低い。また、低所得をはじめとする脆弱者層の家庭割合が特に面で高く、学校教育に依存していることを明らかにした¹⁰。以上の実態調査を踏まえて、面地域への支援の必要性が捉えられ、面地域を対象とする事業が実施された。

しかし、これらの事業は、農山漁村の教育的・経済的脆弱性のみならず、豊かな自然環境や社会関係資本が持つポテンシャルにも着目し、地域資源を活かした学校づくりを促す小規模活性化事業でもあり、統合ありきで進められてきた小規模校政策の画期をなす事業であった。これまで、都市教育との格差を埋める努力がなされてきたが、受験中心の教育の在り方に疑問が投げかけられ、都市教育が農村教育にとって望ましいモデルかどうかの

¹⁰ 韓国教育開発院『農村漁村教育福祉実態分析研究』2008年、75-76頁、86-88頁（韓国語）。

再考を求める動きが生まれており、韓国社会において周辺化されてきた農山漁村に新たな意味づけがなされていく。

二つの事業内容¹¹は以下の通りである。

年中ケア学校育成事業では、幼稚園、小学校、中学校、高校を対象として、教育科学技術部による公募・審査によって、計 382 校が選定された。プログラム内容は、①基本生活安全網：通学、給食、保健医療、住居などの基礎的な教育福祉サービス提供 ②基礎学力伸長 ③心理・情緒発達 ④社会・文化的素養増進：多様な文化・体験活動 ⑤特技・適性啓発 ⑥事業支援プログラム：運営関係者への支援 ⑦放課後ケアプログラム ⑧地域社会協力・連携プログラムからなり、2009～2011 年の総事業費は 805.4 億ウォンであった。

田園学校事業¹²では、小学校・中学校（児童生徒数 60～200 名程度）を対象として教育科学技術部による公募もしくは指定により、およそ 1 割にあたる学校が田園学校に選定された。2009～2012 年の総事業費は 1393 億ウォンであった。

事業は、以下の 5 つの柱からなっていた。

- ①ハードウェア：自然と超近代の調和的教育環境
- ②ソフトウェア：プログラムの特色化
- ③ヒューマンウェア：優秀な人材の配置・活用
- ④ガバナンス：学校経営の自律性の強化
- ⑤ネットワーキング：地域社会との緊密な連携

農村学校は、特別教室、屋内体育館、図書室のような教育施設が、都市の学校と比べて相対的に劣悪であったことから、ハード面の改善が求められていた。事業では、そうした施設整備を図るのみならず、電子黒板、電子教科書等の E ラーニングを導入し、都市学校以上の ICT 環境を整備すると共に、自然環境を活かした自然体験学習場、太陽光・地熱施設などの環境整備が目指された。

ソフト面においては、塾など私教育のリソースの不足、脆弱者層の高比率の実態を受けて、私費負担の軽減を図り、学校が唯一の教育機会となる子どもたちのために、体験型プ

¹¹ 肥後耕生「韓国における農村教育の動向—二つの教育福祉事業を中心に」東京・沖縄・東アジア社会教育研究会『東アジア社会教育研究』第 17 号、2012 年参照。

¹² 田園学校事業については、次の文献を参照。前掲 6 尾崎・貞広編、尾崎公子『人口減少地域の地域資源を機能させる地域共生型学校モデルの模索—日韓比較の視点から』（JSPS 科研費基盤（C）（1）24531015：2012-2014、研究代表者尾崎公子 中間報告書）、2014 年。

プログラム、都農交流プログラム、ケアや放課後プログラムの充実を促した。

ハード、ソフトの整備と共に事業の柱とされたのがガバナンスである。学校経営の自律性の強化を掲げ、田園学校を自律学校に指定して、公募校長、招聘教員を配置し、地域資源を活かした教育課程を開発できるようにした。

田園学校事業の成果として、基礎学力の向上、生徒・保護者の学校満足度の向上、児童・生徒数の増加などが捉えられた。だが、競争的資金という形態をとっており、すべての学校に必要な資金が分配されるわけではなく、地域間格差を是正する施策が、かえって地域内の学校間格差を招く結果となった。さらに、財源確保の継続性の問題、資金獲得に伴う教職員の事務負担増の課題が認められた。

しかし、学校の自律権を拡大することによって、農村教育の振興を図ろうとする政策動向は、草の根の内発的な教員たちの取り組みを後押しすることになる。

2. 格差是正に挑む教員たち

韓国では、2000年代に入り、「小さい学校は非教育的である」という政府の考え方に対して、「小さいからこそ教育的である」とのアンチテーゼを打ち出す教員運動が起こり、小規模性をステークホルダーの主体的参加と自己決定による内発的な学校づくりに活かし、廃校に瀕した小規模校の再生モデルが生み出されていった。このモデルは受験偏重型教育から脱却する公立学校の変革モデルともなり、革新学校と名付けられて全国に導入されており小規模校の再生モデルに止まらない影響力をもたらした。こうした運動を牽引してきたのが、2005年に結成された「小さな学校教育連帯」である。小規模校を支えるための教育課程、公募校長や招聘教員のロールモデルを示し、「どんな学校にしていきたいか」についての意志決定過程に保護者や住民がかかわる体制を求め、そのためのガバナンス機関として学校運営委員会や校長公募制を機能させていった¹³。

本節では、校長公募制を通して農村教育の振興を主体的に担おうとする教員たちの姿を捉えることにしたい¹⁴。

¹³ 尾崎公子『持続可能な社会構築を担う学校モデルの探求－韓国農山村の小規模存続事例に着目して』(JSPS 科研費基盤 (C) (1) 15K04310: 2015-2017、研究代表者尾崎公子報告書) 2018年参照。

¹⁴ 校長公募制と農村教育振興の関連については次を参照。肥後耕生「韓国における校長公募制の運用実態と課題」豊岡短期大学『論集』第17号、2021年、名達和俊「韓国『革新学校』洪東中学校訪問調査 地域とともにある学校を求めて－校長公募制を中心に」『日本教育事務学会年報』第7号、2020年、肥後耕生他「人口減少地域の学校と地域づくりを担う教職員像の研究(2)－韓国・忠清南道における公募校長の事例分析を通して」日本教育行政学会第56回大会配布資料、2021年。

(1) 公募校長制

校長公募制は、2011年9月の教育公務員法改正によって法制化された。1995年の5・31教育改革案以降、招聘校長制をはじめとして校長任用の多様化が試行されてきたが、2005年以降、農村学校の活性化方策としても運用されている。教育人的資源部は『校長招聘・公募制試行運用推進計画』（2005）を策定し、教育福祉投資優先地域、農漁村、都市と農村複合地域（広域市内農村部）を「立ち後れた地域」と捉え、教育企画力と民主的な指導力を備えた有能な校長任用によって、学校の教育力を高め、教育現場の革新的な雰囲気を拡散する方針を打ち出し、2006年9月から、当該地域の学校51校に適用して施行運用をはじめた¹⁵。さらに、関係省庁が合同で出した『2015～2019第3次農漁業人生活の質向上および農漁村地域開発5ヵ年基本計画』においても、農漁村学校の活性化方策に位置づけられ、校長公募の拡大が盛り込まれた。

現在、各教育庁が、教育部の「校長公募制推進計画」に基づいて、校長公募制の実施校を指定している。校長欠員（定年退職、早期退職、任期満了）が生じる学校の1/3～2/3の範囲内で実施校を指定するが、島嶼・へき地・農山漁村や課題がある地域など、政策的配慮が必要な学校が優先的に指定される。公募の申請案内を受けた学校は、学校構成員（教職員・保護者）を対象にアンケート調査を実施し、学校運営委員会の審議を経て校長公募制を申請する。公募校に指定されれば、構成員も校長公募審査に関わることができる仕組みとなっている。

校長公募制には、招聘型、内部型、開放型の3タイプに分類される。内部型は、小中学校での教育経歴が15年以上である教育公務員または私立学校教員であれば、校長資格証未所持者の志願も可能である。2017年度の資格証未所持の一般教員の任用率は、全小中高等学校の5.0%¹⁶であり、一般的とは言えないが、農村教育の振興と学校改革の意欲のある一般教員の校長登用例が生まれている。

内部型を積極的に運用しているのが全国教職員労働組合（以下全教組）である。全教組は、自分たちのリーダー選考に関与できる民主化の手段だと捉え、教育自治、学校自治を

¹⁵ 教育人的資源部「校長招聘・公募制試行適用学校51校選定」報道資料、2006.6.14、
https://dl.nanet.go.kr/search/searchInnerList.do?queryText=교장초빙%3AALL_NI_TOC%3AAND&selectSearchType=E&query=교장초빙（2021.3.10最終閲覧）（韓国語）。

¹⁶ 教育部「校長公募制改正法案発表」報道資料、2017.12.27、
<https://www.moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=294&boardSeq=72949&lev=0&searchType=S&statusYN=C&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>（2021.3.10最終閲覧）（韓国語）。

実現するための方策に位置づけてきた¹⁷。報道によれば、2010年から2020年までに内部型で任用された校長は238名で、そのうち154名(64.7%)が全教組での活動歴があった¹⁸。

(2) 内部型校長

我々が事例分析の対象としている忠清南道¹⁹の公立小学校は420校(内分校10)、中学校143校(内分校2校)の計563校(2021年3月5日現在)であり、校長公募制を採用している学校は26校である。その内、内部型校長が任用されているのは6校²⁰、いずれも革新学校である。人口減少、高齢化、多文化、教育福祉への対応が求められる地域で内部型校長が採用されている。内部型校長のバックボーンについては、6人すべてが全教組の役員を経験し、4人が革新学校関連の推進にも関わっていた。6人の内3人にインタビューを行ったが、教育民主化運動に参加し、学校改革に邁進してきた経験を活かした学校改革ビジョンをもち、リーダーシップを発揮して、学校と地域づくりに取り組んでいた。

校長公募制の意義として、次の3点を指摘することができる。すなわち、①教員・保護者・地域住民が、校長選考過程に直接かかわれるようにし、学校構成員のニーズを反映した学校づくりを可能とし、教育自治の方途となること、②内部型校長を導入し、既存の昇進制度以外に、学校改革を志す教員が公募校長として任用される可能性を拓いたこと、③政策的配慮を要する地域の学校の教育力を高めるはたらきが期待できること、である。農村での勤務を忌避する傾向があり、熱意を持たず、最低勤務年限の2年で異動する任用校長とは違い、学校や地域の在り方を踏まえた学校経営計画書を学校構成員に示し、学校改革のビジョンをもって赴任し、改革に取り組む校長を登用する意義は大きいと考えられる。

まとめ

¹⁷ ジョンジンファ『教師、学校を変える：未来を拓く教師運動：真なる教育から学校改革へ』生活の場、2016年(韓国語)。

¹⁸ 文化日報「全教組、'校長公募制'独占... 2学期全国'公募校長'66.7%全教組出身」2020.10.7、<http://www.munhwa.com/news/view.html?no=20201007MW12140728725> (2021.3.10最終閲覧)(韓国語)。

¹⁹ 筆者らは、内部型の校長公募の実態と運用を明らかにするために、以下の通りインタビュー調査を実施した。①洪城郡洪東面C中学校：保護者、地域住民計3名(2019年8月10日14:00~16:30)、公募校長(同日10:00~12:00)、教員3名(8月11日14:00~16:00) ②牙山市松岳面A小学校の公募校長(2021年8月3日14:00~16:30、Zoom活用) ③瑞山市浮石面B中学校の公募校長(8月7日14:00~16:00、Zoom活用)

²⁰ C中学校長の忠清南道教育庁への聞き取りによる。教育庁は校長公募採用校数を公表していない。

本稿では、韓国における都市と農村の地域間の教育格差に焦点をあて、格差是正のための教育原理、教育政策、そして格差是正に主体的に取り組む教員を取り上げた。

義務教育の完全実施が実現し、量的拡大から質的保障が求められるなかで、農村の教育環境の是正が政策課題となり、支援事業がスタートするのは 2000 年代に入ってからであった。

支援策の特徴として、学校自律化策と教育福祉原理がセットになっている点に特徴が見いだせる。双方とも、1995 年の 5・31 教育改革案に起点がある。同案は、新自由主義的色合いが強く、学校自律化も「規制と統制」から「自律性とアカウンタビリティ」を中心とする学校経営への移行を謳う学校自由化策の一環であった。規制や統制を緩和し、自由化策を進める新自由主義的政策の下では、階層間や地域間の格差が広がる。教育福祉は、その弥縫策とみることもできる。確かに、実施された年中ケア学校育成事業や田園学校事業は競争的資金という形態をとり、「選択と集中」の原理が適用されたため、すべての学校に必要な資金が分配されたわけではなく、格差是正策であるにもかかわらず、農村地域内の学校間格差を招く結果をもたらした。

しかし、政策原理に教育福祉を据え、教育と福祉を架橋する役割を公教育に課すことによって、学校が脆弱な家庭層の教育支援に向けた地域ネットワークの要となる取り組みを促す働きをした。また、公募校長、招聘教員など熱意を持った人材を配置し、地域資源を活かした教育課程を編成できるようにするために、学校の自律権が拡大された。とはいえ、教育福祉や学校自律化策は、農村教育の振興において必要条件であっても十分条件ではない。すなわち、政策原理や制度の運用力・実践力があってはじめて具現化される。

本稿では、自律化策のひとつである校長公募制を取り上げ、農村教育の振興方策としての側面を捉えるとともに、積極的に運用する教員に着目した。原理、制度を運用する教員の実践力の背景には、1980 年代以降の教育民主化運動²¹があり、制度運用に止まらず、格差是正に向けた政策形成の一翼を担ってきたと考えられる。韓国の地域間教育格差是正の取り組みにおいて特筆すべき点は、政策原理、制度はもとより、教員の実践力と政策形成力にある。

²¹ キム・ソンヨル「1980 年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」キム・ヨンジュ訳、渡部昭男『高等教育における経済的負担軽減及び就学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究』2021 年。

* 著者紹介 尾崎公子（おざき・きみこ）兵庫県立大学教員 文学博士 中島勝住・中島智子編『小さな地域と小さな学校』明石書店、2020年他。